

新旧対照表

ページ 番号	行番号	修正後	7/28配布（案）
9	15	（前略）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。	（前略）DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
14	25	DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間での即時の情報共有を可能とし、（後略）	DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、（後略）
16	9	また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。	また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。
21	13	⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保
31	1	（１）緊急事態措置の実施 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。	（新設）
33	14	国又は府の協力を得ながら、本市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。	国又は府の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
38	4	（前略）保健所・保健センターや市民センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。	（前略）保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
41	28	（前略）新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。ただし、何らかの理由で、本人が接種を同意しなかった場合に、本人に不利益が無いよう配慮する。	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ページ 番号	行番号	修正後	7/28配布（案）
45	1	<u>（１） 人材の派遣等について</u> <u>市は、所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進する。</u>	（新設）
49	1	<u>（１） 感染症対策物資等の備蓄等</u> <u>① 準備期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。</u> <u>② 準備期に引き続き、消防機関は、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。</u>	（新設）
50	1	<u>（１） 感染症対策物資等の使用等</u> <u>① 必要に応じ、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を使用、または府等からの要請に応じ提供する。また、定期的に備蓄状況等を確認し、補充等を行う。</u> <u>② 消防機関は、初動期までに備蓄等した個人防護具を使用し、不足が生じる恐れがあるときは、必要に応じ、補充等を行う。</u>	（新設）
52	1	<u>（１） 物資及び資材の備蓄</u> <u>市行動計画に基づき、第６章第１節（「物資」における準備期）（１）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。また、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。</u>	（新設）
53	10	新型インフルエンザ等対策として、学校・公民館等の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。	新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

ページ 番号	行番号	修正後	7/28配布（案）
54	28	<u>（３）市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応</u> <u>（３）-1 雇用への影響に関する支援</u> <u>市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。</u> <u>（３）-2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援</u> <u>市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱(ぜいじゃく)な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。</u>	（新設）